

日本遺産「北前船寄港地・船主集落」多言語音声ガイド整備業務委託 仕様書（案）

1. 委託名

日本遺産「北前船寄港地・船主集落」多言語音声ガイド整備業務委託

2. 業務目的

令和6年度に日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」(以下、本日本遺産という。)が日本遺産に認定され、岡山市では、地元関係団体と連携し、そのストーリーや構成文化財等の魅力を多くの人に知ってもらうための事業を展開してきた。日本遺産「北前船寄港地・船主集落」多言語音声ガイド整備業務(以下、「本事業」という。)は、本日本遺産をあまり知らない日本人や訪日外国人観光客(以下、「外国人観光客等」という。)にとって分かりやすく魅力的な多言語音声ガイドを整備することで、言語の壁を取り払ったインバウンド対応を進め、本日本遺産のストーリー・構成文化財等の魅力を分かりやすく伝え、外国人観光客等の満足度を向上させることを目的とする。

3. 履行場所

岡山市内

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

5. 事業概要

本事業で整備する多言語音声ガイドは、利用者がスマートフォン等の端末からアクセスし、対象スポットにおいて、選択した言語で本日本遺産についての多言語音声ガイドを聴くことができる仕組みとする。

また、解説原稿、写真・イラスト、地図表示機能を組み合わせた多層的な情報提供を行うことで、視覚的にも理解しやすいガイド環境を整備する。これにより、外国人観光客等に配慮したアクセシビリティの向上を図る。

さらに、ガイド内容については、日本遺産のストーリー性を活かし、歴史的背景を体系的に伝え、またストーリーに関連する構成文化財の魅力をわかりやすく説明することで、外国人観光客等が本日本遺産に関心を寄せ、魅力に触れることができるものとする。

6. 業務内容

次に挙げる本日本遺産の構成文化財及び構成文化財を所蔵する場所を対象スポットとしたうえで以下の業務を一体的に実施すること。

【対象スポット】

No	スポット	関連する構成文化財	文化財の所在地
1	金陵山西大寺	西大寺会陽、金陵山西大寺観音院 狩野永朝絵馬 会陽図、歌川国芳画備前金陵山 西大寺會陽之図、備前金陵山西大寺會陽之図、宝来春、こちめし	岡山市東区東区西大寺中3丁目8-8
2	西大寺文化資料館	弁財船模型・船筆筈・引札・船名額	岡山市東区西大寺中1丁目16-17
3	旧九幡港常夜燈		岡山市東区九幡
4	九幡常夜燈		岡山市東区九幡
5	十番常夜燈		岡山市東区九幡
6	金岡湊常夜燈		岡山市東区金岡東町
7	西大寺常夜燈		岡山市東区西大寺中
8	牛玉所殿常夜燈		岡山市東区西大寺中
9	乙子常夜燈		岡山市東区乙子
10	河本町常夜燈		岡山市東区西大寺東

(1) 多言語音声ガイドシステムの整備

既に複数のエリアの多言語音声ガイドコンテンツを掲載してある多言語音声ガイドシステム（以下の①～⑦を満たしていること。）に、本日本遺産のコンテンツを追加掲載するものとする。なお、掲載する多言語音声ガイドシステムの名称を記載した上で、当該システムのPRポイントを提案すること。なお、提案のポイントは、言語切替機能を含め、利用者が直感的に操作できる、視認性・操作性に優れた表示画面のデザインや仕様とする。提案にあたっては、写真やテキストの配置など、画面構成を具体的にイメージできる図案を提示すること。

①iOS アプリ、Android アプリおよびウェブブラウザでも多言語音声ガイドを体験できること。

②掲載コンテンツの内容が、アプリ上で、音声だけでなく、テキストと写真でも表示されるような仕組みであること。

- ③表示言語が5言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語）に対応していること。また、音声が4言語（日本語、英語、中国語（標準中国語）、韓国語）に対応していること。
- ④通信費を除き、掲載コンテンツの視聴に費用を要しないこと。
- ⑤旅行前や旅行後など、対象スポットから離れた場所でも多言語音声ガイド等掲載コンテンツの視聴が可能であること。
- ⑥本日本遺産の掲載スポットがすべて当該システムのオンラインマップ上で確認できること。
- ⑦言語ごとの利用者数の集計が可能であること。

受託者は、令和9年2月1日（月）から令和9年3月31日（水）までの一か月毎の利用者数を各言語毎に集計し、業務報告書で報告すること。

（2）音声ガイドの制作

多言語解説音声は、人の声により収録することとし、後述（2）-③の多言語解説原稿を読み上げるものとする。

多言語解説原稿の作成にあたっては、以下の資料を参考にすること

- ・「HowTo 多言語解説文整備」（観光庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/tagengokaiseiki_seibijigyo/seikakento/r05/01/pdf/93959401_04.pdf>

- ・荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 | 日本遺産ポータルサイト

<<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story039/>>

- ・北前船 KITAMAE 公式サイト【日本遺産・観光案内】

<<https://www.kitamae-bune.com/>>

- ・岡山市西大寺 | 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落

<<https://kitamae-bune.sd-machizukuri.jp/>>

①ガイドの全体構成について

本日本遺産について、各対象スポットをどの順番で解説し、分かりやすく体系的に伝えるか、ガイドの全体構成を提案すること。なお、外国人観光客等が本日本遺産の概要を容易に理解できる工夫をすること。

②取材・撮影について

外国人観光客等に対して、本日本遺産の魅力を正確かつ魅力的に発信するための、現地での取材・撮影を行うこと。なお、取材、撮影にかかる費用は全て本業務委託料に含み、対象施設やヒアリング対象との調整は適宜、委託者と協議した上で、受託者が行うものとする。

③多言語解説原稿の作成について

- (ア) 5言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語）の多言語解説原稿を作成すること。
- (イ) 解説原稿は、専門知識を持たない外国人観光客等にもわかりやすく、最後まで飽きずに聞くことができる工夫をすることとし、その方法について提案すること。
- (ウ) 受託者は、執筆した多言語解説原稿を委託者に提出し、委託者からの指摘事項に対して協議の上、適宜修正すること。
- (エ) 対象言語のネイティブスピーカーによる第三者チェックを行うこと。
- (オ) 作成した多言語解説原稿は、字幕として画面に表示すること。

④多言語解説音声の作成について

- (ア) 日本遺産の雰囲気にあう、落ち着いた聞き取りやすい音声とすること。
- (イ) 対象言語のネイティブスピーカーによる第三者チェックを行うこと。

⑤納品期限（コンテンツの一般公開）

令和9年2月1日（月）

（3）広報チラシの作成

表示画面のデザインと統一感のある広報チラシデザインを提案すること。ただし、5言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語）を併記すること。

- ①仕様：A4 片面カラー コート紙90kg
- ②印刷部数：10,000部
- ③校正回数：3回以内
- ④納品期限：令和9年1月18日（月）
※納品の日時については、委託者と協議の上、決定すること。
- ⑤納品場所：富士倉庫株式会社 本社営業所（岡山市北区大元駅前9-1）
- ⑥データの提出：完成したチラシのデザインをイラストレーター（aiデータ）をCD-Rにて委託者へ提出すること。

※作成した広報チラシデザインの著作権は、委託者に帰属させること。

（4）二次元コードシールの作成

屋外設置の看板等に貼付する、本音声ガイドシステムを利用できるウェブブラウザにつながる二次元コードシール1種類を作成すること。

- ①屋外設置の看板等に貼付することを想定し、以下（ア）～（ウ）を満たすシールであること。
 - （ア）防水性を有していること。
 - （イ）耐候性を有していること。

- (ウ) 汚損した際に張替えが可能であること。
- ②作成枚数：50枚
 - ③原稿：契約後に委託者から提供する二次元コードシールのデザイン
(PowerPoint データ) を提供する。
 - ④校正回数：3回
 - ⑤サイズ：横8cm、縦12cm
 - ⑥納品期限：令和9年1月18日(月)
 - ⑦納品場所：岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE 推進課
 - ⑧データの提出：完成した二次元コードシールのデザインをイラストレーター
(ai データ) をCD-Rにて委託者へ提出すること。
- ※作成した広報チラシデザインの著作権は、委託者に帰属させること。

- (5) 多言語音声ガイドシステムの管理運営
多言語音声ガイドシステムの管理・運用は、受託者にて行うこと。

7. 実施体制および実施計画の作成

本業務の目的を達成するために、次の(1)及び(2)を提出すること。

(1) 実施体制

本業務の遂行にあたって、どのような人員及び体制で業務を遂行するか、実施体制(役割、所属、氏名、経歴等)を提示すること。併せて、業務実施中の連絡体制についても提示すること。

(2) スケジュール

契約後から本業務完了までの全体スケジュールを提示すること。

8. 協議

- (1) 本仕様書は、委託者が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施するうえで必要な業務については、委託者との協議のうえ、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては、適宜、進捗状況の報告および協議を行うこと。その際の協議録は受託者が作成し、委託者の確認を得たうえで提出すること。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 委託者が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議に

より定めるものとする。

9. 契約締結後に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 工程表（委託作業用）
- (3) 業務責任者届
- (4) 課税事業者届
- (5) 下請負通知書

10. 成果物の納品について

(1) 提出物

- ①業務報告書 1部

業務報告書の提出にあたっては、事前に委託者の承認を得ること。

- ②チラシ 10,000部

- ③二次元コードシール 50枚

委託者が二次利用できるものを提出することとし、必要に応じて、使用許諾書を提出すること。

(2) 納品場所

- ①業務報告書・③二次元コードシール

岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課

〒700-8544

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号

Mail : promotion@city.okayama.jp

- ②チラシ

富士倉庫株式会社 本社営業所

岡山市北区大元駅前9-1

(3) 納品方法

提出物は、紙媒体および電子媒体で提出することとし、期限までに、上記納品場所に納品すること。

(4) 提出期限

- ①は令和9年3月31日（水）、②・③は令和9年1月18日（月）とする。

11. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

12. その他

(1) 再委託等について

本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。ただし、受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせてはいけない。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(2) 業務の履行に関する措置

①委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

②受託者は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から20日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(3) 法令・条例などの遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、次に掲げる法令・条例等を遵守すること。

- ①岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号）
- ②個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ③岡山市情報セキュリティポリシー
- ④その他の関係法令、条例等

- （4）本業務実施に関連して使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- （5）受託者は、本業務の実施に関連して発生した事故、または受託者の故意・過失により発注者または第三者に損害を与えた場合、直ちに発注者へ報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、その一切の責任を負い、自己の責任と負担において処理するものとする。
- （6）本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- （7）本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- （8）受託者は、企画提案書で提案した内容を履行するものとし、企画提案書と仕様書が抵触する場合は、仕様書が優先するものとする。